

## 議案第58号

### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 <u>企業立地事業、情報通信関連雇用事業及び事務管理部門雇用創出事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する商工労働部長。以下同じ。）が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める県内の地域</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 <u>企業立地事業及び情報通信関連雇用事業</u>をいう。</p> <p>(2) 企業立地事業 知事が別に定める県内の地域において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」</p> |

において、次に掲げる業種のいずれかに属する事業（以下「特定事業」という。）の用に供する工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）を設置し、又は特定事業の拡大を目的として特定事業の用に供する施設若しくは設備（既存の設備に代えて設置するものを除く。）を設置する事業（以下「新增設事業」という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ 略

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。）、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴

という。）であって、次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること及び事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業その他地域経済の活性化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が1億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が10人以上であること。

イ 略

ウ ソフトウェア業、職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。以下同じ。）、デザイン・機械設計業、自然科学研究所その他産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める業種 新增設事業に係る投資額が3,000万円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い

い増加する常時雇用労働者（技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。）及び科学技術に関する研究者に限る。）が5人以上であること。

- (3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

増加する常時雇用労働者（技術者、デザイナー（デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。以下同じ。）及び科学技術に関する研究者に限る。）が5人以上であること。

- (3) 情報通信関連雇用事業 県内において、次の表の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。以下「情報通信関連事業」という。）の用に供する事業所を賃借により設置し、若しくは既に設置している情報通信関連事業の用に供する事業所の床面積を賃借により増加させ、又は専用通信回線を新たに情報通信関連事業の用に供し、若しくは情報通信関連事業の用に供する専用通信回線の回線数、延長若しくは容量を増加させる事業（以下「事業所設置等事業」という。）であって、当該事業所設置等事業の実施に伴い増加する同表の中欄に掲げる者が、それぞれ同表の右欄に定める人数以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事業所設置等事業の実施前の同表の中欄に掲げる者の人数にそれぞれ同表の右欄に定める人数を加えた人数以上の同表の中欄に掲げる者を雇用して当該情報通信関連事業を継続する事業をいう。

| 略   |   |
|---|---|
| ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所<br>その他産業の高度化に寄与するものとして知事が <u>要綱</u> で定める業種 | 略 |

(4) 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が10人以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に10を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業

| 略  |   |
|--|---|
| ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、自然科学研究所<br>その他産業の高度化に寄与するものとして知事が <u>別に</u> 定める業種 | 略 |

従事者とする人数は、5人を限度とする。

(5) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が要綱で定めるものを含む。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要な費用の額として知事が要綱で定める費用の額の合計額（新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が要綱で定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。

(6) 略

(4) 投下固定資産額 新增設事業を実施する者（新增設事業を実施する者が法人である場合にあつては、当該新增設事業を実施する法人（以下この号において「実施法人」という。）の会社法（平成17年法律第86号）の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する法人その他これに類する法人として知事が別に定めるもの（以下この号において「親法人」という。）、親法人が同法の規定により計算される総株主の議決権の過半数を有する実施法人以外の法人その他これに類する法人として知事が別に定めるものを含む。）が新增設事業に伴う土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用の額その他新增設事業に必要であると知事が認める費用の額の合計額（新增設事業に対し補助金その他これに類するものとして知事が別に定めるものの交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付を受け、又は受けようとする額に相当する額を除く。）をいう。

(5) 略

(7) 略

(8) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。

(9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者（雇用契約において定められた1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。）のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。

(10) 専用通信回線 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。）との間に同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約（以下「電気通信役務提供契約」という。）を締結する者（以下この号において「利用者」という。）が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって専ら当該利用者の用に供するもの（以下この号において「利用者専用回線」という。）

(6) 略

(7) 常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）のうち、県内に住所を有するものをいう。

(8) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。

(9) 専用通信回線 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下この号において同じ。）との間に同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者（以下この号において「利用者」という。）が指定する区間において電気通信事業者が設定する電気通信回線であって専ら当該利用者の用に供するもの（以下この号において「利用者専用回線」という。）及び利用者専用回線以外の電気通信回線で

及び利用者専用回線以外の電気通信回線であって事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

- 2 前項第3号及び第4号の知事の認定は、同一の者について1回に限り行うことができるものとする。

(企業立地等事業に係る知事の認定の特例)

第2条の2 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「10人以上」とあるのは、「5人以上」とする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

あつて事業の形態等から知事が特に必要であると認めるものをいう。

- 2 前項第3号の知事の認定は、同一の者について1回に限り行うことができるものとする。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。



|             |   |  |
|-------------|---|--|
| 1 企業立地事業補助金 | (1) 企業立地事業（ <u>第2条第1項第2号ア</u> に掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。）を実施する者 | 投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じて得た額に2億円を加えた額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金若しくは事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。）の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。） |
|             | (2) 企業立地事業（ <u>第2条第1項第2号ア</u> に   | 略  |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| 1 企業立地事業補助金 | (1) 企業立地事業（ <u>前条第1項第2号ア</u> に掲げる業種に係るものであって、投下固定資産額が20億円を超え、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。）を実施する者 | 投下固定資産額のうち20億円を超える部分の額に100分の15を乗じた額に2億円を加えて得た額及び新增設事業の完了の日から1年間分の賃借料（情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者に係る当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。以下「初年度賃借料」という。）の額に100分の50を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。） |
|             | (2) 企業立地事業（ <u>前条第1項第2号ア</u> に掲  | 略  |

掲げる業種に係るものであって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

(3) 企業立地事業(第2条第1項第2号ア又はイに掲げ

げる業種に係るものであって、投資額が20億円を超え、投下固定資産額が20億円以下であり、かつ、新增設事業の実施に伴い増加する常時雇用労働者が30人以上であるものに限る。)を実施する者

(3) 企業立地事業(前条第1項第2号ア又はイに掲げる

る業種に係るものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)

(4) 企業立地事業(ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は第2条第1項第2号ウの知事が要綱で定める業種に係るものに限る。)を実施する者

略

業種に係るものに限る。)を実施する者((1)及び(2)に掲げる者を除く。)

(4) 企業立地事業(ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は前条第1項第2号ウの知事が別に定める業種に係るものに限る。)を実施する者

略

2 情報通信関連雇用事業補助金

情報通信関連雇用事業を実施する者

情報通信関連雇用事業を実施している期間（最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この項において「事業実施期間」という。）の事業所（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）並びに事業実施期間の専用通信回線（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の

2 情報通信関連雇用事業補助金

情報通信関連雇用事業を実施する者

情報通信関連雇用事業を実施している期間（最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの期間内にある期間に限り、1年に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。以下この表において「事業実施期間」という。）の事業所（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した床面積に係る部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1年間につき1,200万円を限度とする。）並びに事業実施期間の専用通信回線（事業所設置等事業により事業の用に供されたもの又は事業所設置等事業により増加した回線数、延長若しくは容量に係る部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の

|                               |                            |   |  |  |   |
|-------------------------------|----------------------------|---|--|--|---|
|                               |                            | 50を乗じて得た額（1年間に<br>つき2,000万円を限度とする。）<br>の合計額   |  |  | 50を乗じて得た額（1年間に<br>つき2,000万円を限度とする。）<br>の合計額 |
| 3 事務管<br>理部門雇<br>用創出事<br>業補助金 | 事務管理部門<br>雇用創出事<br>業を実施する者 | 次のアからウまでに掲げる額<br>の合計額<br>ア 事務管理部門雇用創出事<br>業を実施している期間（最<br>初の事務管理部門雇用創出<br>事業の開始の日から5年を<br>経過する日までの期間内<br>にある期間に限り、1年に満<br>たない端数がある場合には、<br>これを切り捨てるものとし<br>る。以下この項及び別表に<br>おいて「事業実施期間」と<br>いう。）に雇用した新規雇<br>用労働者（事務管理業務に<br>引き続き6月以上従事した<br>常時雇用労働者をいう。以<br>下この項及び別表において<br>同じ。）の人件費のうち、<br>別表の左欄に掲げる年度の<br>区分に応じ、それぞれ同表 |  |  |   |

の右欄に定める数の合計数  
(当該合計数は、第2条第  
1項第4号の知事の認定に  
係る新規雇用労働者の数の  
合計数の範囲内で、かつ、  
100を限度とする。)に50万  
円を乗じて得た額

イ 事業実施期間の事業所  
(事務管理事業に伴い当該  
事業の用に供されたもの又  
は事務管理事業に伴い増加  
した床面積に係る部分に限  
る。)の賃借に要する費用  
の額(情報通信関連雇用事  
業補助金の交付を受け、又  
は受けようとする者に係る  
当該情報通信関連雇用事業  
補助金の対象となるものを  
除く。)並びに設備機器の  
賃借に要する費用の額その  
他の知事が要綱で定める費  
用の額に100分の50を乗じ  
て得た額(1年間につき  
1,000万円を限度とする。)

ウ 事業実施期間の電気通信  
役務提供契約に基づき支払  
をする経費の額（事務管理  
事業に伴い当該事業の用に  
供されたものに限り、専用  
通信回線（事務管理事業に  
伴い事業の用に供されたも  
の又は事務管理事業に伴い  
増加した回線数、延長若し  
くは容量に係る部分に限る。）  
の使用料及び通信料の額  
（情報通信関連雇用事業補  
助金の交付を受け、又は受  
けようとする者に係る当該  
情報通信関連雇用事業補助  
金の対象となるものを除く。）  
を含む。）に100分の50を乗  
じて得た額（1年間につき  
500万円を限度とする。）

2 及び 3 略

4 企業立地事業（工場等の設置をする事業に限る。）が県内の  
既存の工場等の廃止に伴うものである場合における第1項の規

2 及び 3 略

4 企業立地事業（工場等の設置をする事業に限る。）が県内の  
既存の工場等の廃止に伴うものである場合における第1項の規

定の適用については、同項の表1の項(1)中「投下固定資産額が」とあるのは、「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱で定めるところにより算出した額を除く。以下同じ。）が」とする。

5 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業又は事務管理部門雇用創出事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又は事務管理部門雇用創出事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次条において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

|           |                             |                          |
|-----------|-----------------------------|--------------------------|
| 企業立地事業補助金 | 企業立地事業補助金の対象となった企業立地事業に係る特定 | 企業立地事業の完了の日から <u>7年間</u> |
|-----------|-----------------------------|--------------------------|

定の適用については、同項の表1の項(1)中「投下固定資産額が」とあるのは、「投下固定資産額（廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。以下同じ。）が」とする。

5 第1項の規定にかかわらず、情報通信関連雇用事業のうち著しい雇用の増加を伴う事業その他事業の規模等を勘案して知事が特に認める事業に対する情報通信関連雇用事業補助金の額は、第1項の表の右欄に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

(事業実施者の責務)

第4条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

|           |                             |                           |
|-----------|-----------------------------|---------------------------|
| 企業立地事業補助金 | 企業立地事業補助金の対象となった企業立地事業に係る特定 | 企業立地事業の完了の日から <u>10年間</u> |
|-----------|-----------------------------|---------------------------|



|                 | 事業  |                            |
|-----------------|---|----------------------------|
| 情報通信関連雇用事業補助金   | 情報通信関連雇用事業補助金の対象となった情報通信関連雇用事業に係る情報通信関連事業   | 最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間   |
| 事務管理部門雇用創出事業補助金 | 事務管理部門雇用創出事業補助金の対象となった事務管理部門雇用創出事業に係る事務管理事業 | 最初の事務管理部門雇用創出事業の開始の日から10年間 |

第5条 事業実施者は、前条の表の中欄に掲げる事業を営む期間内（同表の右欄に定める期間内に限る。）は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

|               | 事業  |                          |
|---------------|---|--------------------------|
| 情報通信関連雇用事業補助金 | 情報通信関連雇用事業補助金の対象となった情報通信関連雇用事業に係る情報通信関連事業 | 最初の情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間 |

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業及び同日以前に同項第4号の知事の認定を受けた事務管理事業に係る事務管理部門雇用創出事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条、第4条及び第5条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

|                      |  |
|----------------------|--|
| 初年度（事業実施期間の初日から起算して1 | 初年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（初年度に雇用を開始し、初年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数（以下「初年 |
|----------------------|--|

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 略

3 この条例の失効の日以前に第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業及び同日以前に同項第3号の知事の認定を受けた事業所設置等事業に係る情報通信関連雇用事業に係る第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、同条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 年間をいう。<br>以下同じ。)       | 度新規雇用数」という。)   |
| 初年度の次の年度（以下「次年度」という。）  | 次年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（初年度に雇用を開始し、初年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、初年度と次年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、次年度に雇用を開始し、次年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数から初年度新規雇用数を減じた数（その数が0を下回る場合には、0とする。以下「次年度新規雇用数」という。）                    |
| 次年度の次の年度（以下「第3年度」という。） | 第3年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（次年度に雇用を開始し、次年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、次年度と第3年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、第3年度に雇用を開始し、第3年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数から初年度新規雇用数及び次年度新規雇用数の合計数を減じた数（その数が0を下回る場合には、0とする。以下「第3年度新規雇用数」という。） |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| <p>第3年度の次の年度（以下「第4年度」という。）</p> | <p>第4年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（第3年度に雇用を開始し、第3年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、第3年度と第4年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、第4年度に雇用を開始し、第4年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数から初年度新規雇用数、次年度新規雇用数及び第3年度新規雇用数の合計数を減じた数（その数が0を下回る場合には、0とする。以下「第4年度新規雇用数」という。）</p> |
| <p>第4年度の次の年度（以下「第5年度」という。）</p> | <p>第5年度中に引き続き6月以上同時に雇用した新規雇用労働者（第4年度に雇用を開始し、第4年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者で、第4年度と第5年度とにまたがって引き続き6月以上雇用したものを含み、第5年度に雇用を開始し、第5年度中に引き続き雇用した期間が6月に満たない者を除く。）の数の最大数から初年度新規雇用数、次年度新規雇用数、第3年度新規雇用数及び第4年度新規雇用数の合計数を減じた数（その数が0を下回る場合には、0とする。）</p>        |

備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、5を限度とする。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。